

配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実施要領

農林水産省畜産局長通知

制定：令和４年９月30日付け４畜産第1480号

一部改正：令和４年11月15日付け４畜産第1702号

昨今の国際情勢の影響により、配合飼料価格が大幅に上昇して畜産経営を圧迫していることから、配合飼料価格安定制度（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年２月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知。以下「異常補填交付等要綱」という。）に定める異常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填をいう。）による補填とは別に、生産コストの削減や飼料自給率の向上の取組を実践する畜産経営体に補填金を交付することにより、配合飼料価格安定制度による補填後の飼料コストの実質負担額の増加の影響を緩和し、もって畜産物の生産コストの上昇の抑制を図る。

配合飼料価格高騰緊急特別対策事業の実施については、「飼料価格高騰緊急対策事業交付要綱」（令和４年９月30日付け４畜産第1414号農林水産事務次官依命通知）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第１ 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人配合飼料供給安定機構（昭和50年２月１日に社団法人配合飼料価格安定特別基金という名称で設立された法人をいう。以下「安定機構」という。）とする。

第２ 事業の内容

安定機構は、配合飼料価格安定基金（異常補填交付等要綱に定める一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金をいう。以下同じ。）及び配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約（以下「基本契約」という）を締結した団体等を通じて、次の１及び２の取組を行うものとする。

１ 補填金の交付

生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営体に対する配合飼料の購入に係る補填金の交付

２ 事業の推進指導

１の事業に必要な事務、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等

第３ 事業の要件

1 補填金の交付対象

(1) 第2の1の補填金の交付対象となる配合飼料は、配合飼料価格安定制度による価格差補填の対象となるものに限る。

(2) 第2の1の補填金の交付対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量とする。

ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、配合飼料価格安定制度による価格差補填の契約数量（以下「契約数量」という。）を上回る場合は、当該契約数量を上限とする。

(3) 第2の1の補填金の交付対象者は、生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営体であって、令和4年度第3四半期において配合飼料価格安定制度に加入している者とする。

2 生産コストの削減及び飼料自給率の向上の取組

(1) 事業実施に当たって、畜産経営体は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るため、別表1に掲げる取組のうち、「Ⅰ．畜種共通」及び「Ⅱ．畜種別の取組項目」から1つ、「Ⅲ．配合飼料の使用量の低減」から1つ、計2つを選択し、取り組むものとする。

それぞれの取組は令和5年度までに取り組むこととする。

なお、当該取組については、この事業に参加する畜産経営体におけるこれまでの取組の継続についても対象にすることとする。この場合、畜産経営体は、令和5年度まで当該取組を継続するものとする。

(2) 畜産経営体が(1)の取組を実施したことを証する書類は、当該経営体において保管することとする。

第4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。

第5 業務方法書等の作成

1 安定機構は、事業の実施に当たっては、事業の趣旨、事業の内容、補填金の交付手続、配合飼料価格安定基金から安定機構への補填金の交付請求に係る手続、実績報告等の期日、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた業務方法書をあらかじめ作成して、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を受けるものとする。

2 安定機構は、前項の畜産局長の承認を受けた後に、配合飼料価格安定基金に対し、業務方法書を定めた旨を通知することとする。

3 業務方法書の変更については、前2項の規定を準用する。

4 配合飼料価格安定基金は、事業の実施に当たっては、事業の内容、実施体制、補

填金の交付手続、畜産経営体からの補填金の交付申請、実績報告の期日、事務の委任等に係る規程をあらかじめ定め、安定機構の承認を受けるものとする。

5 規程の変更については、前項の規定を準用する。

第6 事務の委託

1 配合飼料価格安定基金は、第2の2の事業を実施するに当たり、第5の4の規程に定めた事務を次のア又はイに委託することができる。

ア 農業協同組合連合会（同連合会との間で出資の関係がある団体であって、基金契約を締結し、同契約に基づき価格差補填金を交付する団体を含む。以下「全国連」という。）

イ 配合飼料価格安定基金が、配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約を締結した団体（以下「地域基金協会」という。）

2 全国連は、前項の規定に基づき委託を受けた事務について、おおよそ都道府県を活動の単位とするとともに配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約を締結し同契約に基づき価格差補填金を交付する団体（以下「都道府県連」という。）に、当該事務の全部又は一部を再委託することができる。

3 全国連及び都道府県連は、前2項の規定に基づき委託を受けた事務について、都道府県未満の地域を活動の単位とするとともに配合飼料価格安定制度の価格差補填に係る基本契約を締結し同契約に基づき価格差補填金を交付する団体（以下「地域農協」という。）に、当該事務の全部又は一部を再委託することができる。

4 地域基金協会は、第1項の規定に基づき委託を受けた事務について、配合飼料価格安定制度において地域基金協会と畜産経営者との間の事務を補助する団体（以下「荷受組合」という。）に、当該事務の全部又は一部を委託することができる。

5 配合飼料価格安定基金、全国連、地域基金協会、都道府県連並びに地域農協（以下「配合飼料価格安定基金等」という。）及び荷受組合は、第2の2の事業を実施するに当たり、事務の委託を行う場合には、当該委託に係る委託者と受託者の間で委託契約を締結するものとし、委託契約書には補填金の交付手続、補填金の交付等の実績報告、畜産経営体による生産コストの削減及び飼料自給率向上の取組の実施状況報告、書類の保管等に関する規程を定めるとともに、本要領に定める事項を遵守する旨を定めることとする。

ただし、4の規定に基づく委託に係る委託契約書は、補填金の交付手続及び補填金の交付等の実績報告に関する規程を定めないこととする。

6 1から4までの規定に基づく委託に係る委託費の支払いについては、事業の実施期間終了後、事業の実施に要した額の実費により精算するものとする。

第7 補助の対象及び補助額

- 1 安定機構は、別表 2 に掲げる補助対象経費及び補助額並びに別表 3 に掲げる内容により、第 2 の 1 の補填金を交付し、第 2 の 2 の事業を実施するとともに、同事業を配合飼料価格安定基金が実施するために要する経費につき補助するものとする。
- 2 安定機構は、第 2 の 2 の事業に係る経費について、別表 2 に掲げる補助対象経費及び補助額並びに別表 3 に掲げる内容により、第 5 の 4 の実施体制に定められた全国連、地域基金協会、都道府県連及び地域農協が同事業を実施するために要する額を、配合飼料価格安定基金がとりまとめた上で申請した場合は、当該経費につき補助することができるものとする。

なお、当該経費は、安定機構が、配合飼料価格安定基金が申請した事業に要する経費を承認した日以降を補助の対象とする。

- 3 第 6 の 1 から 4 までの規定に基づき事務の委託が行われる場合、当該委託を受けた団体が事業を実施するために要する経費については別表 2 及び別表 3 に準じるものとする。

なお、当該経費は、委託契約が締結された日及び安定機構が配合飼料価格安定基金の申請した事業に要する経費を承認した日のいずれか遅い日以降を補助の対象とする。

- 4 配合飼料価格安定基金及び第 6 の 1 から 4 に定める委託契約を受託した団体は、当該団体及び当該団体を経由して補填金又は事務費を受け取る団体において、補填金及び事務費の目的外使用や不正な経理等による損害が生じた場合、安定機構及び当該団体が加入する配合飼料価格安定基金と対応を協議の上、損害額と同額を返還するものとする。

第 8 補填金交付の手続等

- 1 補填金の交付を受けようとする畜産経営体は、当該畜産経営体が加入する配合飼料価格安定制度の価格差補填の窓口となっている配合飼料価格安定基金等であって、本事業の窓口を行う団体（以下「窓口団体」という。）に対し、安定機構が別に定める申請書とは別に、別添様式 1 により、配合飼料価格安定基金が第 5 の 2 により定めた期日までに申請を行うものとする。

なお、畜産経営体は、配合飼料価格安定基金等が保有する配合飼料価格安定制度に係る情報について、配合飼料価格安定基金等が本事業の執行に必要な範囲で利用することに同意するものとする。

- 2 前項の申請を受けた窓口団体は、当該窓口団体及び配合飼料価格安定基金等が保有する情報に基づき、本事業の交付対象数量を第 3 の 1 （2）における配合飼料購入数量又は契約数量の上限とする数量とするとともに、その他補填金の交付に必要な要件を満たすと確認できた場合に限り、補填金が交付できるものとする。

なお、補填金の交付は、配合飼料価格安定制度による補填金の振込みと別日に行うものとする。

- 3 補填金の交付を受けた畜産経営体は、前項の交付を受けた後であって、配合飼料価格安定制度における価格差補填の対象となる数量の減少等により補填金に過払いが生じた際には、当該金額を窓口団体に返納するものとする。この場合、配合飼料価格安定制度における過払金の返納と同時に行うことができるが、同制度に係る金額と分けて返納するものとする。
- 4 窓口団体は、補填金に係る過払金の返納を受けた場合、当該団体に対して補填金を交付した配合飼料価格安定基金等（以下「交付団体」という。）に対して当該金額を返納するものとし、配合飼料価格安定基金は、補填金に係る過払金の返納を受けた場合、安定機構に当該金額を返納するものとする。
- 5 配合飼料価格安定基金等は、畜産経営体に対して補填金を交付した後であって、配合飼料価格安定制度における価格差補填の対象となる数量の増加等により畜産経営体に対する補填額に不足が生じた際には、畜産経営体に当該金額を追加交付することができるものとする。この場合、配合飼料価格安定制度における追加交付と同時に行うことができるが、同制度に係る金額と分けて交付するものとする。

なお、追加交付の対象者は、配合飼料価格安定基金が第5の4により定めた期日までに本事業の申請を行った畜産経営体に限るものとする。

第9 電子事務処理システム

- 1 安定機構は、配合飼料価格安定基金が配合飼料価格安定制度の価格差補填金交付事務のための電子事務処理システム（表計算ソフトウェア等の汎用できるソフトウェアを用いたものは除く。以下「事務システム」という。）を有する場合であって、本事業の補填金交付のみに使用するために必要となる改修を加えるときは、当該改修に必要となる経費を支援することができる。
- 2 配合飼料価格安定基金は、前項の改修に係る請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、安定機構の承認を受けた上で、指名競争に付し、随意契約によることができる。
- 3 配合飼料価格安定基金は、本事業により効用の増加した事務システム（以下「特別補填システム」という。）について、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 4 特別補填システムについて、効用の増加価格が50万円以上の場合には、令和10年3月31日まで当該特別補填システムを処分してはならない。
- 5 配合飼料価格安定基金は、令和10年3月31日までの期間において、特別補填システムを処分しようとするときは、あらかじめ安定機構の承認を受けなければならない。

- 6 特別補填システムを前項に基づき処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第10 補填金交付及び事務費の実績報告等

- 1 窓口団体は、次のア及びイについて、交付団体に報告するとともに、配合飼料価格安定基金は、安定機構が第5の1により定めた期日までに、安定機構に報告するものとする。なお、第6の1から3までに定める事務の委託を受託した者にあつては、委託契約に基づき委託者に報告するものとする。
ア 畜産経営体に交付した補填金の額及び交付対象数量
イ 第2の2の事業の実施に要した経費の額
- 2 安定機構は、前項の報告の内容について、必要に応じて配合飼料価格安定基金に照会することができるとともに、不備がある場合は修正を求めることができる。
- 3 安定機構は、前項の報告の修正により事務費の交付額に過払いが生じた場合、配合飼料価格安定基金から当該金額を返納させるものとする。

第11 取組の実施状況の報告

- 1 補填金の交付を受けた畜産経営体は、令和6年4月末までに、別添様式2により、第3の2の取組の実施状況等を窓口団体に報告するものとし、窓口団体はこれを取りまとめた上で、交付団体に報告するものとする。
なお、第6の1から4までに定める事務の委託を受託した者にあつては、委託契約に基づき委託者に報告するものとする。
- 2 配合飼料価格安定基金は、前項の報告を取りまとめ、安定機構に報告するものとする。
- 3 安定機構は、前項の報告をとりまとめ、令和6年7月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 4 配合飼料価格安定基金等は、1による報告の結果又は取組が不十分であると認めた畜産経営体に対して、必要な指導を行うことができるとともに、改善措置の報告を求めることができるものとする。

第12 補填金等の返還

- 1 補填金の交付を受けた畜産経営体は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、交付を受けた補填金を窓口団体に返還するものとする。
ア 令和5年度までに別表1の取組を中止した場合（ただし、取組を変更する場合又は廃業や被災等によるものであって配合飼料価格安定基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りでない。）
イ 令和5年度まで実施した別表1の取組が2つに満たない場合

ウ 虚偽の報告等により補填金の交付を不正に受けた場合

- 2 窓口団体は、前項の返還額を受け取った場合には、交付団体に返還することとし、配合飼料価格安定基金は、当該返還額を受け取った場合には、安定機構に返還することとする。

なお、第6の1から3までの規定に基づき事務の委託を受けた団体にあつては、前項の返還額を受け取った場合には、委託契約に基づき委託者に返還するものとする。

第13 事業の推進指導

安定機構は、農林水産省の指導の下、関係機関及び関係団体との連携、畜産経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第14 補填金の交付の際に付すべき条件等

- 1 安定機構は、配合飼料価格安定基金に補填金を交付するときは、本要領の規定に準ずる条件及び本要領に従うべきことを条件として付さなければならない。
- 2 安定機構は、配合飼料価格安定基金に対する補填金の交付に先立ち、追加で配合飼料価格安定基金に対する交付金の交付の際に付す条件がある場合、その内容について畜産局長に届け出なければならない。

第15 区分経理及び帳簿等の整備保管

- 1 安定機構は、国から本事業に係る交付金を受け入れた場合には、畜産局長の承認を得て定めるところにより他の財産と区分して経理するものとする。
- 2 配合飼料価格安定基金は、安定機構から本事業に係る補助金を受け入れた場合には、他の財産と区分して経理するものとする。
- 3 配合飼料価格安定基金は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、安定機構が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 4 畜産経営体が、第3の2（1）の取組を実施したことを証する書類の保存期間は、安定機構が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第16 その他

- 1 畜産局長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。
- 2 安定機構は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を畜産局長の承認を受けて定めることができる。

附 則（令和４年９月30日付け４畜産第1480号）
この要領は、令和４年９月30日から施行する。

附 則（令和４年11月15日付け４畜産第1702号）
この通知による改正は、令和４年11月15日から適用する。

別表 1

畜産農家が生産コストの削減・飼料自給率の向上に向け取り組むメニュー

【条件】

- ・以下の（Ⅰ．畜種共通）、（Ⅱ．畜種別）の取組項目から1つ、（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）から1つ、計2つ選択すること（既存の取組でも可）。
- ・それぞれの取組は令和5年度までに取り組むこととする。なお、既存の取組は令和5年度まで継続することを必須とする。

（Ⅰ．畜種共通）

- ・疾病・事故率などの低減
- ・暑熱・寒冷対策による生産性の改善
- ・国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加
- ・副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減

（Ⅱ．畜種別）

（酪農）

- ・牛群検定を活用した生産性の向上
- ・分娩間隔の短縮
- ・国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む）

（肉用牛）

- ・肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
- ・分娩間隔の短縮

（豚）

- ・ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減
- ・人工授精を活用した生産コストの削減
- ・優良系統の導入による生産性の向上
- ・オールイン・オールアウトによる事故率の低減

（採卵鶏・肉用鶏）

- ・優良系統の導入による生産性の向上
- ・オールイン・オールアウトによる事故率の低減

（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）

- ・国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量低減
- ・飼料成分分析に基づく飼料設計の改善
- ・エサ寄せロボットの活用
- ・自動給餌機の活用
- ・搾乳ロボットの活用（飼料給餌機能付きのものに限る）
- ・多回給餌
- ・リキッドフィーディングの活用

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助額
1 補填金の交付	安定機構が配合飼料価格安定基金等を通じて畜産経営体に対して交付する補填金	定額 (配合飼料 1 トン当たり 6,750円)
2 事業の推進指導	(1) 安定機構又は配合飼料価格安定基金等が畜産経営体に対して補填金を交付するために必要となる「借上費」、「賃金」、「印刷製本費」、「消耗品費」、「通信運搬費」「データ収集・処理・分析費」及び「雑役務費」 (2) 安定機構又は配合飼料価格安定基金等が 1 の事業を円滑に実施するための会議の開催、現地調査、推進指導等に直接必要となる「旅費」及び「会場借料」 (3) 配合飼料価格安定基金等が本事業を推進するために必要となる「委託費」 (4) 配合飼料価格安定基金が畜産経営体に対して補填金を交付するために必要となる電子事務処理システムの改修費	定額 定額 定額 定額

別表 3

1 補填金の交付

費 目	内 容	備 考
補填金	安定機構が配合飼料価格安定基金等を通じて畜産経営体に対して交付する補填金	委託費には含まれない。

2 事業の推進指導

費 目	内 容	備 考
借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上経費	
賃金	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）に係る経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・ 短時間（補助事業実施期間）または一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	人件費は含まれない。
雑役務費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 補填金の振込手数料 ・ 委託の契約書に貼付する印紙代	表計算ソフトウェアの購入のための経費は含まれない。

費 目	内 容	備 考
	・ 直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分 ・ 直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費 ・ 配合飼料価格安定基金等の間の情報処理を行うための、表計算ソフトウェア向けのプログラムの作成に要する経費	

旅費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 現地調査に係る調査旅費 ・ 畜産経営体への推進指導に係る指導旅費 ・ 畜産経営体の取組状況の確認に係る確認旅費 ・ 資料収集・各種調査等に係る調査旅費	畜産経営体の取組状況の確認に係る確認旅費は、令和４年度中に行ったものに限る。
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	

委託費	本事業を実施するために直接必要な次の経費 ・ 配合飼料価格安定基金が全国連及び地域基金協会に委託した事業の実施に直接必要な経費 ・ 全国連が都道府県連等に委託した事業の実施に直接必要な経費 ・ 都道府県連が地域農協に委託した事業の実施に直接必要な経費 ・ 地域基金協会が荷受組合に委託した事業の実施に直接必要な経費	委託費の対象となる経費は本表の２に準じる。
-----	---	------------------------------

費 目	内 容	備 考
電子事務処理 システムの改修 費	本事業を実施するために直接必 要な電子事務処理システムの改修 経費	第 9 を参照のこと

注：人件費及び賃金は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」
（平成22年 9 月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別添様式 1

生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画

申請日 令和 年 月 日

第 1 取組者の概要

取組者名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
取組者が所在する住所	〒

第 2 要件の確認

本事業の申請に当たっては、以下のア及びイを要件としていますので、各要件に同意される場合には、右欄の□にレを記入してください。

ア 配合飼料価格安定制度における交付対象数量等の情報について、配合飼料価格安定基金（又は配合飼料価格安定基金が認める団体）が、本事業の執行のために必要な範囲で利用することに同意する。

上記アについて同意する ☐

イ 本事業で申請する生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組は、少なくとも令和 5 年度までに取り組む。既に着手している取組をもって申請する場合には、少なくとも令和 5 年度まで継続する。

上記イについて同意する ☐

第3 生産コストの削減及び飼料自給率の向上のため取組 確認表

- ・本事業により着手する取組について、以下の（Ⅰ．畜種共通）、（Ⅱ．畜種別）の取組項目から1つ、（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）から1つ、計2つ選択すること。
- ・令和5年度までに取り組む場合及び既存の取組を令和5年度まで継続する場合は□にレを記入すること。なお、その他の取組を選択する場合、□にレを記入した上で、具体的な内容を括弧内に記入すること。

（Ⅰ．畜種共通）

① 疾病・事故率などの低減

- ☐ 牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用
- ☐ 事故率低減のための牛の削蹄の実施
- ☐ 事故率低減のため、獣医師の指導等による定期的な分娩監視
- ☐ 疾病の低減のため、ワクチンの接種
- ☐ 分娩監視装置等のICT機器の導入
- ☐ その他（ ）

② 暑熱・寒冷対策による生産性の改善

- ☐ 暑熱対策のために、牛床内における噴霧器、換気ファン等の使用
- ☐ 寒冷対策のために、牛衣（カーフジャケット）等を着用
- ☐ 暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材に耐熱性（保温性）素材を使用
- ☐ その他（ ）

③ 国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加

- ☐ 国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合を増やす
- ☐ 国産とうもろこし（青刈り・子実・イアコーン）の給与割合を増やす
- ☐ エコフィード（豆腐粕・醤油粕等）の割合を増やす
- ☐ その他（ ）

④ 副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減

- ☐ 堆肥販売の増加による収入の増加により、生産費割合を圧縮する
- ☐ 和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加により、生産費割合を圧縮する
- ☐ その他（ ）

(Ⅱ. 畜種別)

酪農

⑤ ☐ 牛群検定を活用した生産性の向上

⑥ 分娩間隔の短縮

- ☐ 発情発見機を活用した発情の見逃し防止
☐ 早期離乳の実施
☐ その他 ()

⑦ 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む）

- ☐ 国産粗飼料の作付面積を拡げる
☐ 国産濃厚飼料の作付面積を拡げる
☐ 国産飼料の販売・流通量を増やす
☐ TMRの利用量を増やす
☐ その他 ()

肉用牛

⑧ 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮

- ☐ 超音波測定を活用した出荷適期の判断
☐ 定期的な体高や体重等の測定
☐ その他 ()

⑨ 分娩間隔の短縮

- ☐ 発情発見機を活用
☐ 早期離乳の実施
☐ その他 ()

豚

⑩ ☐ ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減

⑪ ☐ 人工授精を活用した生産コストの削減

⑫ ☐ 優良系統の導入による生産性の向上

⑬ ☐ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

採卵鶏・肉用鶏

⑭ ☐ 優良系統の導入による生産性の向上

⑮ ☐ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

(Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減)

⑩ 国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量低減

- ☐ 青刈りとうもろこしの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす
☐ 国産アルファルファの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす
☐ その他マメ科牧草の混播草地の利用を増やし、配合飼料の使用量を減らす
☐ その他（ ）

⑰ ☐ 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善

⑬ □ エサ寄せロボットの活用

⑬ 自動給餌機の活用

⑳ ☐ 搾乳ロボットの活用（飼料給餌機能付きのものに限る）

②① □ 多回給餌

②② □ リキッドフィーディングの活用

別添様式 2

生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組実績報告

申請日 令和 年 月 日

第1 取組者の概要

取組者名（法人の場合は法人名を記載）	
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）	
取組者が所在する住所	〒

第2 生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組 実績報告表

・取組は令和5年度まで継続することとし、本事業で着手した取組について、以下の（Ⅰ．畜種共通）、（Ⅱ．畜種別）の取組項目から1つ、（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）から1つ、計2つ選択し、□にレを記入すること

（Ⅰ．畜種共通）

- ① ☐ 疾病・事故率などの低減
- ② ☐ 暑熱・寒冷対策による生産性の改善
- ③ ☐ 国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加
- ④ ☐ 副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減

（Ⅱ．畜種別）

〔酪農〕

- ⑤ ☐ 牛群検定を活用した生産性の向上
- ⑥ ☐ 分娩間隔の短縮
- ⑦ ☐ 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む）

〔肉用牛〕

- ⑧ ☐ 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
- ⑨ ☐ 分娩間隔の短縮

〔豚〕

- ⑩ ☐ ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減
- ⑪ ☐ 人工授精を活用した生産コストの削減
- ⑫ ☐ 優良系統の導入による生産性の向上
- ⑬ ☐ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

〔採卵鶏・肉用鶏〕

- ⑭ ☐ 優良系統の導入による生産性の向上
- ⑮ ☐ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）

- ⑯ ☐ 国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量低減
- ⑰ ☐ 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善
- ⑱ ☐ エサ寄せロボットの活用
- ⑲ ☐ 自動給餌機の活用
- ⑳ ☐ 搾乳ロボットの活用（飼料給餌機能付きのものに限る）
- ㉑ ☐ 多回給餌
- ㉒ ☐ リキッドフィーディングの活用

第3 取組の実施内容、実施したことを証する資料

[記載例]

取組その1：暑熱・寒冷対策による生産性の改善

取組の内容：牛舎に〇〇を設置することにより暑熱による生産性低下の改善を図るとともに、〇〇を設置することで寒冷による生産性低下の改善を図った。

証する資料：

- ・写真（牛舎内の設備及びその周辺）
- ・設備の納品書、領収書 など

取組その1：

取組の内容：

証する資料：

・

取組その2：

取組の内容：

証する資料：

・